

平成 28 年度 山口県立大学 教員免許状更新講習 シラバス

開設講座名	【選択】学校と裁判	担当講師	藪本 知二		
講習会場	山口県立大学 4号館 D12 教室	会場所在地	山口市桜島 3-2-1		
開設日	平成 28 年 8 月 24 日 (水)	時間数	6 時間	受講定員	30 人
募集期間	平成 28 年 5 月 22 日～6 月 5 日	履修認定期間	平成 28 年 9 月 30 日まで		
履修認定対象職種	教諭、養護教諭	主な受講対象者	全教諭、養護教諭		
受講料等総額	6,000 円	うち受講料以外の経費	0 円		

【到達目標】

- ①学校裁判における基礎的な法知識を習得する。
- ②学校裁判（特に、いじめ・体罰・校則・教育内容をめぐる裁判）の動向を理解し、そこで問題となっている事柄について理解する。

【講習の概要】

学校という場で生起するいじめ（ハラスメント）、体罰、校則、教育情報などをめぐる裁判例の動向を概観し、具体的な裁判例を分析・検討することによって、事件の再発防止および子どもの権利（子どもの学習権など）の保障の観点から、学校が取り組むべき課題について考える。

講習において、討議の時間を設けたい。

1. 学校教育裁判を理解するための基礎的な法知識
2. いじめ裁判
判例の展開の概観 ～いじめの被害者が自殺した裁判例を中心に～
3. 体罰裁判
判例の展開の概観 ～最三小判平成 21 年 4 月 28 日民集 63 卷 4 号 904 頁の検討を中心に～
4. 校則裁判
判例の展開の概観 ～最一小判平成 8 年 2 月 22 日集民 178 号 437 頁の検討を中心に～
5. 教育内容と子どもの人権
判例の展開の概観 ～最二小判平成 8 年 3 月 8 日民集 50 卷 3 号 469 頁の検討を中心に～
6. 筆記試験

【評価の方法・評価基準】

評価の方法：筆記試験による。

合格：「到達目標」に達していること。

不合格：上記以外の場合。

【テキスト・参考資料】

テキストは使用しない。

講義は当日配布する資料にて行う。

【受講者への伝達事項】

本講習で取りあげる学校教育裁判の事例（いじめ・体罰・校則・教育内容などをめぐる裁判事例）を新聞や判例集（裁判所のホームページ）などで事前に読んでおくと、理解が深まるでしょう。